

## Para Standing Tennis クラス分け表

	国際基準				JASTA独自	
PST Class	PST-1	PST-2	PST-3	PST-4	PST-5	PST-6
JASTA Category	A1	A1	A	A or B1	B1	B
TAP Category	A1	A1	A	A or B	B	B
コートサイズ (シングルス)	一般と同じ	一般と同じ	一般と同じ	一般と同じ	オレンジステージ	オレンジステージ
バウンド	1バウンド	1バウンド	2バウンド	2バウンド	2バウンド	2バウンド
ボール	イエローボール	イエローボール	イエローボール	イエローボール	オレンジボール	オレンジボール
障がい例	上肢障がい	上肢・下肢障がい	上肢・下肢障がい	低身長	上肢・下肢障がい	上肢・下肢障がい
	上肢の欠損・切断・片側性失調症・先天性奇形、関節拘縮、脊椎損傷、筋ジストロフィー、腕神経叢損傷、ポリオ、二分脊椎	脳性麻痺、脳卒中、多発性硬化症、外傷性脳損傷、関節拘縮、脊椎損傷、筋ジストロフィー、腕神経叢損傷、ポリオ、二分脊椎  下腿欠損・切断（下腿義足）、変形症、片足の骨短縮	脳性麻痺、脳卒中、多発性硬化症、外傷性脳損傷、関節拘縮、ポリオ、二分脊椎  大腿欠損・切断（大腿義足、股義足）、変形症、片足の骨短縮  両腕の切断又は同等の先天性欠損又は変形異常	軟骨無形成症または類するもの	脳性麻痺、脳卒中、多発性硬化症、外傷性脳損傷、関節拘縮、脊椎損傷、筋ジストロフィー、ポリオ、二分脊椎  両足の切断又は同等の先天性欠損又は変形異常	脳性麻痺、脳卒中、多発性硬化症、外傷性脳損傷、関節拘縮、脊椎損傷、筋ジストロフィー、ポリオ、二分脊椎  両足の切断又は同等の先天性欠損又は変形異常
運動機能例	下肢には障害がない	下肢に中程度の障がいを伴うが上肢には無いか非常に軽度の障がいのみを伴う。  少し足を引きずるが歩け、滑らかに走ることができる。	下肢に顕著な障がいを伴うが上肢には無いか軽度の障がいのみを伴う。  下肢の痙縮により足を引きずりながら歩いたり走ったりする。		上肢にも下肢にも障がいを伴うが下肢の方がより顕著な障がいを伴う。  ある程度歩くことはできるが、走ることは難しい。	上肢にも下肢にも顕著な障がいを伴う。  足を引きずりながら歩き、走ることはできない。
	詳細	ラケットを持つ手の指が親指を除く4本切断の場合はラケットをストラップで固定することを許可する。	片麻痺の場合、麻痺のある腕でスナップなどの動作ができる。  姿勢保持のため専用の補装具を必要としない。  左右の足の長さが異なる場合、その差は7cm以上である。	片麻痺の場合、麻痺のある腕でスナップなどの動作ができない。  姿勢保持のため専用の補装具を必要とする。  左右の足の長さが異なる場合、膝上切断に相当する長さの違いがある。	13歳以上であること。18歳未満は低身長に関連する染色体障がいの診断を証明する。クラス分けの測定は18歳以下は各大会ごとに行う。  男性の場合、最大起立身長145cm以下及び、腕の長さが66cm以下、起立身長と腕の長さの合計が200cm以下  女性の場合、最大起立身長137cm以下及び、腕の長さが63cm以下、起立身長と腕の長さの合計が190cm以下	杖を持ったままプレイすることを許可する。

※ PST1~4は "Minimal Impairment Criteria for Para Standing Tennis with Impairment"より抜粋和訳、赤文字はJASTAによる加筆